

## 第4節

複雑で多様な地域紛争と  
国際社会の対応

## 1 全般

近年、世界各地で発生している地域紛争の性格は必ずしも一様ではなく、民族、宗教、領土、資源などのさまざまな問題に起因し、それぞれの地域において重層的に絡み合っているものもあり、その態様も、武力紛争から軍事的対峙の継続までさまざまである。さらに、気候変動のような地球規模の問題による影響が紛争の要因になる可能性もあるという指摘もあり、また、紛争にともな

い発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困、テロなどが国際問題化する場合なども見られる<sup>1)</sup>。そのため、国際社会にとっては、このような複雑で多様な紛争の性格を見極め、それぞれの性格に応じた国際的枠組や関与のあり方を検討し、適切な対処を模索することがより重要となっている。

(図表 I-14-1 参照)

図表 I-1-4-1 主な紛争・対立地域



(注) 資料は、ミリタリー・バランス (2009) などによる。

1) 07 (平成19) 年4月、安保理において、気候変動が安全保障に与える影響を検証するための公開討論会が開催され、非理事国を含む55か国が参加するなど、近年、気候変動が安全保障環境に影響を与え得るとの認識が急速に共有されつつある。

## 2 地域紛争の現状

イスラエルとパレスチナの間では、93（平成5）年のオスロ合意を通じて、本格的な交渉による和平プロセスが開始されたが、00（同12）年以降に始まったインティファダ（民衆蜂起）が双方の暴力の応酬に発展し、交渉が中断した。03（同15）年に、イスラエル・パレスチナ双方が、二国家の平和共存を柱とする和平構想実現までの道筋を示す「ロードマップ」を受け入れたが、その履行は進んでいない。パレスチナにおいては、06（同18）年3月、イスラエルを承認せず対イスラエル武装闘争継続を標榜する、イスラム原理主義組織ハマス主導の自治政府内閣が成立した。その後、パレスチナ解放機構（PLO）  
Palestine Liberation Organization 主流派のファタハとハマスの間での抗争が激化し、07（同19）年6月、ハマスはガザ地区を制圧した。これを受け、アッバース大統領が自治区全域に緊急事態を宣言し、非ハマス系閣僚からなる緊急内閣が成立したが、ガザ地区においてハマスによる事実上の支配が継続するなど、政治的混乱が続いている。同年11月には、米国主催のアナポリス中東和平国際会議が開催され、イスラエルとパレスチナが昨年末までに両者間の和平条約を締結すべく努力することに合意したが、現時点で和平条約の締結には至っておらず、昨年末から本年初めにかけて、ガザ地区からのイスラエルに対するロケット攻撃を受けて、イスラエル軍が同地区に対して空爆や地上部隊の投入などの軍事行動を行った。

イスラエルとシリア、レバノンとの間では、いまだに平和条約が締結されていない<sup>1)</sup>。イスラエルとシリアの間には、第三次中東戦争でイスラエルが占領したゴラン高原の返還などをめぐる立場の相違があり、ゴラン高原には、イスラエル・シリア間の停戦および両軍の兵力引き離しに関する履行状況を監視する国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）  
United Nations Disengagement Observer Force が展開している。

イスラエルとレバノンの間では、06（同18）年のイスラエルとイスラム教シーア派組織ヒズボラとの紛争後、規模を拡大した国連レバノン暫定隊（UNIFIL）  
United Nations Interim Force in Lebanon が展開し、両

国間では目立った衝突は発生していないが、レバノン国内では、07（同19）年11月から昨年5月まで大統領の選出ができないなど政治的に不安定な状況が継続していたほか、ヒズボラが再び戦力を増強しているとの指摘もある。

ネパールでは、96（同8）年以来、ネパール共産党毛沢東主義派（マオイスト）による武装闘争により多数の死傷者が発生していた。06（同18）年4月、民主化運動により新政府が誕生し、同年11月には、同政府とマオイストとの間で包括和平合意が署名された。同協定を受けて、安保理決議第1740号に基づき、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）  
United Nations Mission in Nepal が展開し、武器および兵士の管理状況を監視するなどしている。

なお、昨年4月には、制憲議会選挙が行われ、マオイストが最大議席を獲得し、8月には同派を中心とする連立政権が成立したが、和平プロセスをめぐって政党間の対立が続いた。本年5月にはマオイストは野党に下り、共産党UMLを中心とする連立政権が誕生したが、和平プロセスの進展に向けての課題が山積している。

スーダンでは、83（昭和58）年から、北部のアラブ系イスラム教徒を主体とする政府と、南部のアフリカ系キリスト教徒主体の反政府勢力との間の南北内戦が、20年以上継続した。05（平成17）年に南北包括和平合意（CPA）  
Comprehensive Peace Agreement が成立したことを受け、安保理決議第1590号により設立された国連スーダン・ミッション（UNMIS）  
United Nations Mission in Sudan が展開、CPAの履行支援のための停戦監視などを開始した。現在、11（同23）年に予定されている南部の独立を問う住民投票へ向けた準備、兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）  
Disarmament, Demobilization and Reintegration の実施、南北境界線の画定などの課題が依然として存在している。

同国西部のダルフル地方では、03（同15）年から、アラブ系の政府とアフリカ系反政府勢力の間で紛争が激化した。大量の国内避難民の発生などもあり、国連をはじめとする国際社会はダルフル問題を深刻な人道危機として扱っている。04（同16）年の停戦合意ののち、アフ

1) イスラエルは、79（昭和54）年にエジプトと、94（平成6）年にはヨルダンと平和条約を締結した。

リカ連合 (AU) が停戦監視団 (AMIS) を派遣したが、  
African Union African Union Mission in Sudan  
 紛争の停止には至らなかった。06 (同18) 年5月に政府  
 と主要な反政府勢力の一部の間でダルフル和平合意  
 (DPA) が成立したことを受け、07 (同19) 年7月、安保  
Darfur Peace Agreement  
 理はダルフル国連・AU合同ミッション (UNAMID) の  
AU/UN Hybrid Operation in Darfur  
 創設を決定する決議第1769号を採択した。しかし、DPA  
 への参加を拒否している反政府勢力が存在するほか、  
 UNAMID部隊の展開はいまだ不十分であり、UNAMID要  
 員に対する襲撃が発生するなど、不安定な状況が続いて  
 いる。

また、本年3月、国際刑事裁判所 (ICC) が、バシー  
International Criminal Court  
 ル・スーダン大統領に対して、ダルフル紛争における  
 人道に対する犯罪および戦争犯罪の容疑で逮捕状を発付  
 した。これに対するスーダン政府の対応や、和平プロセ  
 ス、平和維持部隊などへの影響が注目されている。

ソマリアでは、91 (同3) 年以降、無政府状態が継続  
 した後、05 (同17) 年に「暫定連邦政府」(TFG) が発足  
Transitional Federal Government  
 したが、これと対立するイスラム原理主義組織「イスラ  
Union of Islamic Courts  
 ム法廷連合」(UIC) などとの間で戦闘が激化した。06 (同  
 18) 年12月、エチオピア軍がTFGを支援して軍事介入し、  
 UICを駆逐した。翌07 (同19) 年1月、AUソマリア平和  
 維持部隊 (AMISOM) が創設され、また、昨年8月には、  
African Union Mission in Somalia  
 ジブチにおいて、UICなどが結成した「ソマリア再解放連  
Alliance for the Re-Liberation of Somalia  
 盟」(ARS) とTFGとの間で、和平合意が締結された。本  
 年1月、ARS指導者のシェイク・シャリフがTFGの新大

統領に選出され、和平合意の条件であったエチオピア軍  
 のソマリア国内からの撤退も完了した。しかし、TFGの  
 支配地域は、首都モガディシュの一部にとどまっており、  
 全土を掌握していないことなどから、治安回復の見通し  
 は立たず、新興イスラム武装勢力「アル・シャバブ」な  
 どがTFGとの戦闘を継続するなど、情勢は予断を許さな  
 い。

同国周辺海域では、昨年、海賊・武装強盗事案が急増  
 した<sup>2</sup>。安保理は、昨年夏以降4度<sup>3</sup>にわたり、各国に海  
 賊対策のための艦船の派遣などを要請する決議を採択し  
 た。このような状況の中、現在、各国がソマリア周辺海  
 域に艦船などを派遣し、海賊対策活動を行っている。

### 3 国際社会の安定化のための努力

冷戦終結後、それまで十分に機能していなかった国連  
 による平和維持の制度に対する期待が高まり、多くの国  
 連平和維持活動 (PKO) が設立された。また、近年では、  
Peacekeeping Operations  
 紛争に適切に対処するための方法として、欧州連合 (EU)  
European Union  
 やアフリカ連合 (AU) のような地域的枠組による取組や、  
African Union

安保理決議により権限を与えられ、多国籍軍が治安維持  
 や人道復興支援などにあたる例もみられる。さらに、平  
 和維持のみならず、紛争防止や平和構築に向けた取組も  
 活発化している<sup>1</sup>。

PKOは、伝統的には、停戦の合意が成立した後に、停

2-2) 国際海事局 (IMB : International Maritime Bureau) によれば、92件がアデン湾で発生し、19件がインド洋のソマリア沿岸で発生した。

3) 決議第1816号 (08 (平成20) 年6月採択)、第1838号 (同年10月採択)、第1846号 (同年12月採択) および第1851号 (同月採択)

3-1) 07 (平成19) 年10月に紛争防止を担う国連政務局の強化が提案されたほか、紛争後の平和構築のための統合戦略を助言する平和構築委員会が、06 (同18) 年以降本格的な活動を開始し、現在、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ共和国の4か国を正式議題に取り上げている。

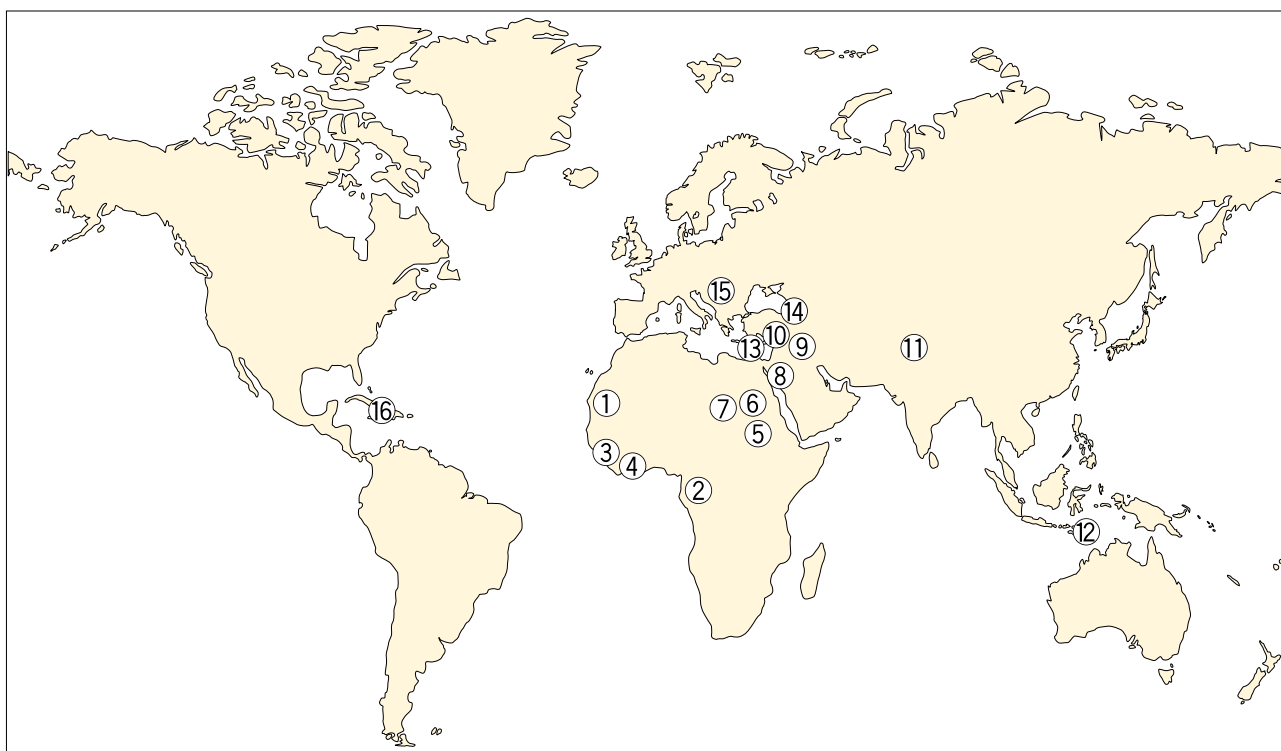
戦監視などを中心として、紛争の再発防止を主たる目的として行われてきたが、冷戦終結後、その任務は、武装解除の監視、選挙や行政監視、難民帰還などの人道支援など、文民の活動を含む幅広い分野にわたるようになった<sup>2</sup>。

(図表 I-14-2 参照)

一方で、近年のPKOをめぐる環境は厳しさを増している。PKOの展開先はアフリカが主体であり、紛争当事者間の合意が実質的に維持されていない状態で活動が行わ

れ、困難に直面する事例<sup>3</sup>もみられる。国連憲章第7章の下での強力な権限<sup>4</sup>を与えられる活動も設立されるようになったが、社会基盤が整備されていない地域で活動を効果的に行う観点からも、機材の確保や要員の安全確保、部隊の能力向上などが課題となっている。AUなど、紛争を抱える地域の国々による主体的な平和維持活動も試みられる中、部隊の能力向上なども重要な課題となっている。

図表 I-1-4-2 活動中の国連平和維持活動一覧



(注) 国連による (2009年4月末現在)。

- 2) さらに、活動の人的規模も顕著な拡大を見せている。派遣人員数は、バルカン半島やソマリアへの大型PKO派遣が行われていた93(平成5)年以降、一時は約1万2,000人にまで減少したが、00(同12)年頃からアフリカ、中東を中心に大型ミッションが増加したことにより再び上昇に転じた。本年2月末現在、全世界で16のPKOが展開し、120か国、約9万人が参加している。
- 3) エチオピア・エリトリア間の紛争においては、00(平成12)年に停戦合意が成立し、これを受けて安保理が国連エチオピア・エリトリア・ミッション(UNMEE: United Nations Mission in Ethiopia and Eritrea)を設立、展開したものの、エリトリアによる著しい妨害行為により任務遂行が困難に直面したため、昨年7月、安保理がUNMEEの撤退を決定した。
- 4) たとえば、近年設立されたPKOにおいては、文民の保護や国連施設の警護、治安維持などのために、必要なあらゆる措置をとることが認められている場合がある。

## アフリカ

	ミッション名	設立	派遣人員	派遣上位5カ国（派遣人員）
①	国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	1991. 4	227	マレーシア (32)、エジプト (27)、ガーナ (19)、フランス (13)、中国・ホンジュラス (12)
②	国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	1999.11	18,398	インド (4,559)、パキスタン (3,646)、バングラデシュ (1,607)、ウルグアイ (1,370)、南アフリカ (1,234)
③	国連リベリアミッション (UNMIL)	2003. 9	11,242	パキスタン (3,072)、バングラデシュ (2,213)、ナイジェリア (1,822)、エチオピア (896)、ガーナ (754)
④	国連コートジボワール活動 (UNOCI)	2004. 4	9,010	バングラデシュ (2,986)、ヨルダン (1,450)、パキスタン (1,275)、モロッコ (725)、ガーナ (563)
⑤	国連スーダンミッション (UNMIS)	2005. 3	9,894	インド (2,670)、パキスタン (1,599)、バングラデシュ (1,592)、エジプト (847)、ケニア (824)
⑥	ダルフル国連・アフリカ連合同ミッション (UNAMID)	2007. 7	15,686	ナイジェリア (3,748)、ルワンダ (3,290)、エジプト (1,947)、エチオピア (1,472)、セネガル (865)
⑦	国連中央アフリカ・チャドミッション (MINURCAT)	2007. 9	2,626	フランス (839)、アイルランド (418)、ポーランド (291)、トーゴ (215)、ノルウェイ (120)

## 中東

	ミッション名	設立	派遣人員	派遣上位5カ国（派遣人員）
⑧	国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948. 5	150	フィンランド (14)、オーストラリア・アイルランド・オランダ (12)、ノルウェイ (11)
⑨	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	1974. 6	1,046	オーストリア (382)、ポーランド (341)、インド (190)、クロアチア (95)、日本 (31)
⑩	国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	1978. 3	12,370	イタリア (2,845)、フランス (1,461)、インドネシア (1,246)、スペイン (1,050)、インド (898)

## アジア

	ミッション名	設立	派遣人員	派遣上位5カ国（派遣人員）
⑪	国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	1949. 1	42	韓国 (9)、クロアチア (8)、イタリア・スウェーデン (7)、フィンランド (5)
⑫	国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)	2006. 8	1,459	マレーシア (217)、ポルトガル (200)、バングラデシュ (191)、パキスタン (170)、フィリピン (154)

## 欧州・CIS

	ミッション名	設立	派遣人員	派遣上位5カ国（派遣人員）
⑬	国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	1964. 3	925	アルゼンチン (298)、英国 (271)、スロバキア (196)、ハンガリー (84)、アイルランド (18)
⑭	国連グルジア監視団 (UNOMIG)	1993. 8	145	ドイツ (14)、バングラデシュ (10)、韓国など5カ国 (7)
⑮	国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999. 6	39	ウクライナ (9)、トルコ (7)、イタリア (4)、ロシア (3)、ドイツ・ルーマニア (2)

## 米州

	ミッション名	設立	派遣人員	派遣上位5カ国（派遣人員）
⑯	国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)	2004. 6	9,072	ブラジル (1,286)、ネパール (1,247)、ウルグアイ (1,148)、ヨルダン (1,041)、スリランカ (958)